

日 時 平成25年8月3日（土）19:00～21:05

場 所 若草第一集会所

出席者 （会長）中原、（副会長）西村、小野

（町内会長）向井、山本(徹)、北川、上野、太田、八木(若草七丁目代理)、足立、高川

（グループ代表）舟木、山本(和)、

（監事）谷口、齊藤 欠席 小早川

（事務局）木村、妹尾

<敬称略>

1. 報告・連絡事項

(1) 会長から

①民生委員推薦会について

7月19日に市の民生委員推薦会があり、志津南地区民生委員内申会委員長として出席した。当地区においては、5人の民生委員児童委員と1人の主任児童委員の計6人を推薦し、この推薦会で承認された。今後、市から県へ、県から国へと推薦され、今年12月1日から3年間の任期中で、厚生労働大臣から委嘱されることとなる。

②家屋の屋外引込口配線の改修について

関西電気保安協会調査課の方が各戸をまわり、不具合があれば電気設備改修のお願いをしている。屋外の引込口の配線のテーピングの劣化による漏電などがあるので、その防止のためである。

この改修について、希望者がまとまって10軒以上で業者発注すれば安価でやってもらえるということがあるので、町内会として斡旋してはどうか。

③通学路の安全対策の依頼について

近江通学路交通アドバイザーで交通安全協会志津南支部長の佐々木さんが、志津南小学校の通学路の安全について現地調査や希望の聞き取りなどをして、草津警察署・草津市教育委員会・草津市道路課の3者あてにお願いの文書を来週提出される。

その内容は、山手幹線の「若草交差点」において、ガソリンスタンド側歩道でかがやき通りからあがってきた通学児童が多数固まるので危険であり、そこにいたるまでに、かがやき通りを横断させるべく、歩道橋設置を市に要望するものである。もう1点は、さらに、パイン工場の入り口の手前付近に山手幹線を横断するための歩道橋設置を県に要望するものである。

平成16年度から、住民によるスクールガード12名がPTAとも協力して活動しているが、この場所の危険度が高いため、安全対策実施を要望する。

(2) 各町内会・各グループ・事務局から

①若草地区集会所管理委員会

現在、若草第一集会所の工事が進んでいるが、各集会所看板の字体をどうするかを8月末までに決めてほしい。また、集会所工事に際しては、外部雨戸のロックを解除してほしい。

i) 屋根について、外部の吹き付けをすれば問題ないが、施工中に見つかった補修必要箇所は部分補修する。その分だけ経費は若干増える。

ii) 若草四丁目の集会所用地にある倉庫の屋根がさびびているので確認したが、簡易ケレンと上塗り1回で対応できるので補修したい。経費は、8万円までくらいである。今回の工事であわせて補修したい。

★この件について各理事了承。ただし、倉庫の補修は、志津南地区まち協の一般会計予算で執行すべきものであることから、契約上は別途とする。また、この機会にほかの倉庫も確認し、必要なら補修を行うこととし、若草地区集会所管理委員会の所管事項ではないが、同委員会で対応することとする。

②広報委員会

「広報くさつ」8月15日号は休みだが、志津南ニュースは発行する。14日に届けるので全戸配付をお願いしたい。

③社会福祉協議会

平和祈念講演会については、ご協力ありがとうございました。全体で120名程度の方々の参加があった。講演では、最後に子どもの作文の紹介があり、地域の人々の協力が必要であることが述べられていた。この地域においても、今後とも災害などについて絆を深め協力していくことの大切さを理解していただくことになったと思う。御礼とあわせてよろしくお願ひしたい。

2. 審議事項

(1) 総会のあり方について

◆正副会長会提案

前回提案の組織・会則改正における総会のあり方について整理してみた。以下3点について、協議したい。

①総会はまち協の最高議決機関であるという点の確認。

②理事会構成員は、議決権を有しないこととする。

- ・現在は理事会構成員を総会の構成員としていて議決権があるが、理事会は執行機関として総会に議案を付議する機関である。
- ・総会は議決機関で、理事会が付議した議案を代議員が審議し議決する機関である。
- ・理事と代議員との役割分担を明確化するものである。

③代議員は、住民を代表するものとして「班」を単位に選出し、これと各団体の代表者（理事を除く）で構成する。

◆意見交換

(向井) 議案内容を代議員はどこまで把握しているか。

(中原) 議案書は2週間前に配付していて、それを読んだ上で総会に臨むという姿となっている。理事会で議論が分かれたような議題については、その審議内容なども含めて十分な経過説明をし、代議員に審議してもらうことが必要であると考え。まち協の最高議決機関は総会であり、その総会の重みをきっちりした仕組みにする必要がある。また、総会に付議する議案については、新旧理事による合同理事会で議論・承認して、総会に付議している

(齊藤) 総会のあり方について、まち協発足後1年余りの中で、この時期に改正の必要性はあるのか。改正しなくても良いのではないか。間違いなどがあれば改正すべきであろうが、現在問題を抱えている状況ではないと思う。

(中原) 現在のまち協の会則は、今回提案している内容にいきなり変えることには無理があるだろうということで、従来の自治連の総会のやり方を踏襲して制定された。1年経って来年3年目にはいるに当たり、総会のあり方を原点にかえて考え、理事と代議員の役割を明確に区別することが必要であると思われる。

また、「この時期に」ということについては、先般、追分町4町内会から加入申し入れがあり、来年4月から4町内会のいずれかでも加入する可能性があることを考えたとき、志津南地区まち協の仕組みをきっちりしたものにしておかないといけないということもあって、今の時期に提案し、来年度からのまち協の仕組みとして、総会のあり方を確定しておきたい。

(齊藤) 今回の会則改正の議論は、総会に議案を付議した役員が議決権を持つのはおかしいという考え方が出発点になっている。では、各町内会や各団体の会則・総会はどう考えるのか。たとえば、各町内会は班長以上が役員である。となると役員の議決権をなくせば、一般の方の参加と委任状でやることにならないのか。そうすると総会は成り立つのかという疑問も出てくると思う。そして、この考え方は、役員は提案するほうで、賛成して決定したのは役員ではない、他のみんなだという論理につながらないか、それは逃げであり責任転嫁ではないかと感じる。

また、町内会の代表である町内会長が総会の議決に入れられないというのはおかしい。町内会の代表として意思表示をしていいのではないか。理事は代議員として、まち協の協議員であり、誰が決めたのかといわれるような場合、総会の場でみんなで決めたということではないか。もちろん理事会で合意したからといって、総会でその案に賛成する必要はなく、反対意見を述べてもいいのではないか。

提案であるが、

- ①事前に総会議案書を全戸配付し、意見があれば代議員に申し出るようにし、代議員は申し出のあった意見を総会で反映させれば、身近な総会になるのではないか。
- ②代議員の適正数について、現行の理事会構成員は14名で、代議員が20名であり、代議員の方が過半数を上回っている。現行の総会の状態で、賛成・異議なしということであれば、現在の20名でもよいのではないか。
- ③まち協総会が町内会総会よりあとになるため、まち協会則によって新理事が総会に出ることとなり、実際に議案を付議した前理事に議決権がないどころか総会にも出席しないことになるのはおかしい。改める必要がある。

(中原) 町内会の総会とまち協の総会とでは仕組みが異なる。

町内会の会員は全住民で、1戸当たり1票の議決権を持っている。つまり、町内会の総会は直接民主制である。町内会長などの役員も一会員として議決権がある。

まち協の総会は間接民主制（代議員制）を採用している。つまり、執行機関としての理事会の構成員と議決機関としての総会の代議員の役割は分担して考えるべきである。これはどの組織でも同様だと思う。

(向井) 理事に議決権がないのはおかしいと思う。

(上野) 理事会において先に一定の時間をかけて議論をし、議案を付議するので、総会で理事の議決権がないのは当たり前だ。

ただ、理事会で議論をしたのに総会で反対した理事がいたが、それは、理事会でどれだけ議論をしたのか疑問を感じるし、議決権があるから、ああいう発言をしてもいいのかと思ったりしたが、間違っているのではないか。

(中原) 今年は4月に、新旧理事による合同理事会で議論し、その中で承認された議案が総会に付議された。1回だけでは不十分であったということであれば、回数を増やす必要があるのかもしれない。

(上野) 議案の内容がわからない人もいるので、丁寧にわかるようにしてほしい。

(中原) そのためには何回か合同理事会を開き、議案内容の議論を深める必要があるかもしれない。

(上野) 理事会構成員に議決権なしということには賛成である。

代議員は班長がするのか、他の人が適切なのかを町内会役員会でも議論してもいいのではないか。

(向井) 今のところ、時期尚早だと思う。代議員がどこまで理解して発言しているか。発言者も総会では一部の人になっている。積極的に発言する人が少ない。そんな現状から時期尚早だと思うので反対する。

(中原) 時期尚早といわれるが、ではいつになったら可能となるのか。

(向井) わからないけれど、せめて3年はかかるのでは。

(中原) 時期尚早ということについては、3年経っても変わらないと思う。総会にみんなが参加する方向で取り組み、また、関心が高まっていくような仕組みを、今つくらないといつまで経っても変わらない。

(向井) 私が言う時期尚早は、総会や役員のやり方について、たとえば半数だけの改選制をするとか、そのような問題とあわせて考えるような要素も入った上での時期尚早ということだ。

(太田) 3年ということも言われたが、追分町4町内会加入問題もあり、この辺で骨組みを決める必要がある。しかし、自分としては、議決権について、判断できない。

(齊藤) 私としては、現行の総会のあり方は問題だと思う。つまり、新理事が付議した立場のところに座るというのはおかしい。付議した旧理事が座るべきだ。だから、たとえば「当年度の町内会長が、同年度のまち協の理事を務める。(24年度の町内会長が24年度のまち協の理事となる。)」とすれば、まち協の総会から総会まで同じ町内会長が出ることができる。つまり、付議した理事が総会に出られる。

(中原) それでは、総会に新理事は出ないということになる。しかし、今年行ったように、新旧理事による合同理事会を開いて審議し付議しているから、新理事も付議した立場になる。

(向井) しかし、新理事の理解度や議論の度合いは旧理事とは全然ちがう。

(中原) そこは、議案審議を何回か行う必要もあるだろう。

(向井) 5回、10回とやらないとダメだ。齊藤案に賛成だ。

- (上野) 議案の内容にもよるのではないかと。たとえば迫分町 4 町内会加入問題なら議論は十分必要だが、年度の活動報告や決算などは、そこまで必要ないことである。
- (小野) 提案されている案は、組織としてはあるべき姿であると思う。草津市社協の場合は、提案・執行する側と議決する側は別となっている。また、総会においては新メンバーで審議している。
- (中原) いろいろ意見が出ているが、3 つ目の、代議員は誰にするかもあわせて議論するため、説明したい。
総会は代議員で構成するとした場合、現在は代議員 20 名だが、総会が最高議決機関であるということを見ると、代議員 20 名は少ないと考える。そこで、理事就任者を除く各団体代表者 11 名と「住民の代表」で構成するというのはどうか。
「住民の代表」の選出方法として
- ①現行どおり
 - ②A案：各班の班長とし、計 63 名。
 - ③B案：各班長 63 名と各町内会副会長・会計 18 名の計 81 名。
 - ④C案：各班から 1 名とし、誰を出すかは班の判断に任せ、計 63 名
 - ⑤D案：各町内会から戸数に応じて何名か選出する
- これらの案が考えられるが、意見をお願いしたい。
- (舟木) C案で各代議員がしっかりしていればよいと思う。自分も今年総会に参加したが、当日議案書をもって何か報告会に参加しているようであった。それではダメだ。各班から責任を持って代議員を出すことが大事だ。住民の意思を吸い上げることが基本になるべきだと思う。
- (太田) 各班から 1 名ということとなると、代議員は、地域の運営などをよく知った人など、一定の人に固定されはしないか。
- (中原) それは各班の判断に任せるものである。
- (齊藤) まち協の会則としては、「班長」と当初から指定せず、「各班から」などとすべきで、誰を選出するかは、町内会の会則にゆだねるべきである。
- (小野) 班単位とし、班からの選び方は各町内会で決めたらよい。
- (齊藤) 班から 1 名出すなどということまではまち協の会則に記載し、町内会の会則で選び方を記載するなどしたらどうか。
- (山本徹) まち協では、代議員を班から出すとか戸数に応じて出すとかを決めて、後の選び方を各町内会で決めたらよいと思う。
二丁目ではできるだけ平等に役員が回るようになっているが、代議員もその中に組み込んでいくこととなるのではないかと。そのほうが各町内会で選んで出したという意識が高くなるかもしれない。
- (西村) 私自身はA案に賛成である。班長と指定したほうがいい。一般の方であり、民意に近いと思う。
- (高川) 一票の格差ではないが、住民一人当たりの代議員の数が不整合になるのは具合悪いと思うが、町内会から何名というやり方はむずかしいのではないかと。班長や会計などを指定して選出するのもおかしいと思う。私の考えとしては、各町内会の班数と同数の代議員を選出する形がよいと思う。表現としては、「代議員の数は班の数とする。」という案である。数は決めるが、人は指定しないので、しっかり周知すれば、意欲のある方もなっただけのこともあり、理事に議決権がなくても問題ないと思う。
- (中原) 今の案は、E案として、各町内会から班の数の人数の代議員を出すというものである。
- (山本徹) そうなると、委任状提出ということはダメということとなる。代議員の報告などはどうなるか。
- (中原) 代表として出るのだから、よほどの事故などでない限り、委任状は通用しなくなる。総会成立要件を考えると、事前に代議員名簿を作ることとなるため、代議員報告は必要だろう。当然、代議員は理事就任者を除くこととなる。
- (山本和) 代議員を増やすということだが、各班の班長がよいと思うのでA案に賛成であるが、各班から 1 名というC案でもよいのではないかと。
- (小野) まち協の会則では、代議員は班から 1 名というような定数を決めるのがよいと思う。

- (舟木) 現実には、班長は輪番制だから、その内容の理解ができる方に代議員になってほしい。
- (上野) B案がいい。このメンバーであれば各町内会役員会で説明を受けたり、議論をしてきている人であるから。
- (齊藤) しかし、代議員となるのは説明や議論をした人ではなく、新しい人なので、そのようなことは言えないのではないか。一方で、旧理事が代議員になることもある。
- (中原) それは論理的には可能だが、道義的にはだめだろう。旧理事就任者は除くとするか。
- (舟木) 各班から代議員を出すなら、それぞれの班の意見を集約して出てくることが本来である。
- (太田) 代議員を班長とすると、班長が重荷になるのではないか。専門委員は無理だが、班長だったらよいという人もいる。班長とせず、班から1人という選出がよい。
- 【結論】** この総会のあり方についての事項は、前回の理事会で提案したことだが、これまでの意見を伺っていると、各町内会での意見集約などもまだのように思われるし、今回の理事会で多数決により決める状況にはないと考える。よって、9月の各町内会役員会で、今回の理事会での議論を議事録により提示して、改めて議論してもらいたい。それを吸い上げて、10月の理事会で方向を出していきたい。
- なお、この場合、追分町4町内会の加入問題が、今協議が始まったばかりであることも考慮すると、加入を前提として、まち協総会のあり方を検討・議論するものではない。

3. その他

次回9月の理事会は、本日審議できなかった特別委員会「答申書」について議論するので、資料を熟読願いたい。

以上